北本都市計画用途地域の変更（北本市決定）
北　本　都　市　計　画　図

総　括　図

平成二十九年十月印刷

用途地域による建築物の用途制限概要

用途地域内の建築物の制限 ○建てられる用途 ×建てられない用途 ①、②、③、▲面積、階数等に制限あり	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が、150㎡以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	③	①日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具店、物品販売店舗、飲食店、銀行代理店・銀行の支店、宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ、2階以下。 ②2階以下。 ③物品販売店舗、飲食店を除く
	店舗等の床面積が、150㎡を超え500㎡以下	×	①	②	○	○	○	○	○	○	○	③	
	店舗等の床面積が、500㎡を超え1,500㎡以下	×	×	②	○	○	○	○	○	○	○	③	
	店舗等の床面積が、1,500㎡を超え3,000㎡以下	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	③	
	店舗等の床面積が、3,000㎡を超え10,000㎡以下	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	③	
	店舗等の床面積が、10,000㎡を超える	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	③	
事務所等	事務所等の床面積が、150㎡以下	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲　2階以下
	事務所等の床面積が、150㎡を超え500㎡以下	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が、500㎡を超え1,500㎡以下	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が、1,500㎡を超え3,000㎡以下	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が、3,000㎡を超える	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館		×	×	×	▲	○	○	○	○	○	×	▲	▲　3,000㎡以下
遊技施設・娯楽施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	×	▲	▲　3,000㎡以下
	カラオケボックス等	×	×	×	×	▲	▲	○	○	○	○	▲	▲　10,000㎡以下
	麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券発売所等	×	×	×	×	▲	▲	○	○	○	×	▲	▲　10,000㎡以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場	×	×	×	×	▲	▲	○	○	○	×	▲	▲　客席200㎡未満
	キャバレー等、個室付浴場等	×	×	×	×	×	×	×	○	▲	×	▲	▲　個室付浴場を除く
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×		
	大学、高等専門学校、専修学校等	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×		
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×		
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	病院	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×		
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	老人ホーム、身体者障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×		
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	▲　600㎡以下
工場・倉庫等	自動車教習所	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	▲	▲　3,000㎡以下
	単独車庫（付属車を除く）	×	▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	▲	▲　300㎡以下　2階以下
	建築物付属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の2分の1以下かつ備考欄に記載の制限。	①	②	②	③	③	○	○	○	○	○	○	①600㎡以下　1階以下 ②3,000㎡以下　2階以下 ③2階以下 ※一団地の敷地内について別に制限あり
	倉庫業倉庫	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
	畜舎（15平方メートルを超えるもの）	×	×	×	▲	▲	○	○	○	○	○	▲	▲　3,000㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で、作業場の面積が50㎡以下	×	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり　▲2階以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	×	×	×	①	①	①	②	②	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ①50㎡以下　②150㎡以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	×	×	×	×	×	×	②	②	○	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	
	自動車修理工場	×	×	×	①	①	②	③	③	○	○	○	①50㎡以下、②150㎡以下③300㎡以下
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量　量が非常に少ない施設	×	×	①	②	○	○	○	○	○	○	○	①1,500㎡以下　2階以下 ②3,000㎡以下
	量がさほど多くない施設	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	
	量がやや多い施設	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	
	量が多い施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		都市計画区域内において定める											

※　本表は建築基準法別表第2の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

番号	1-1	地区名	久保地区	
1-1	新		旧	
	種　類	面　積	種　類	面　積
	第一種中高層住居専用地域(200/60)	約0.5ha	第一種低層住居専用地域(80/50)	約0.5ha

番号	1-2	地区名	久保地区	
1-2	新		旧	
	種　類	面　積	種　類	面　積
	第一種低層住居専用地域(100/50)	約0.002ha	第一種中高層住居専用地域(200/60)	約0.002ha

番号	1-3	地区名	久保地区	
1-3	新		旧	
	種　類	面　積	種　類	面　積
	第一種中高層住居専用地域(200/60)	約1.9ha	第一種住居地域(200/60)	約1.9ha

番号	1-4	地区名	久保地区	
1-4	新		旧	
	種　類	面　積	種　類	面　積
	第一種住居地域(200/60)	約0.1ha	第一種中高層住居専用地域(200/60)	約0.1ha

番号	1-5	地区名	久保地区	
1-5	新		旧	
	種　類	面　積	種　類	面　積
	第一種住居地域(200/60)	約3.0ha	第一種低層住居専用地域(80/50)	約3.0ha

番号	1-6	地区名	久保地区	
1-6	新		旧	
	種　類	面　積	種　類	面　積
	第一種住居地域(200/60)	約1.5ha	第一種中高層住居専用地域(200/60)	約1.5ha

番号	1-7	地区名	久保地区	
1-7	新		旧	
	種　類	面　積	種　類	面　積
	第一種低層住居専用地域(100/50)	約0.003ha	第一種中高層住居専用地域(200/60)	約0.003ha

番号	1-11	地区名	久保地区	
1-11	新		旧	
	種　類	面　積	種　類	面　積
	第一種低層住居専用地域(100/50)	約4.7ha	第一種低層住居専用地域(80/50)	約4.7ha

番号	1-10	地区名	久保地区	
1-10	新		旧	
	種　類	面　積	種　類	面　積
	第一種低層住居専用地域(100/50)	約12.7ha	第一種低層住居専用地域(80/50)	約12.7ha

番号	1-9	地区名	久保地区	
1-9	新		旧	
	種　類	面　積	種　類	面　積
	第一種住居地域(200/60)	約0.1ha	第一種中高層住居専用地域(150/60)	約0.1ha

番号	1-8	地区名	久保地区	
1-8	新		旧	
	種　類	面　積	種　類	面　積
	第一種低層住居専用地域(100/50)	約0.005ha	第一種中高層住居専用地域(150/60)	約0.005ha

凡　例

市街化区域			
用途地域	種類	建ぺい率	容積率
	第一種低層住居専用地域	50%	100% 80%
	第一種中高層住居専用地域	60%	200% 150%
	第二種中高層住居専用地域	60%	200%
	第一種住居地域	60%	200%
	第二種住居地域	60%	200%
	準住居地域	60%	200%
	近隣商業地域	80%	200%
	商業地域	80%	400%
	準工業地域	60%	200%
	工業専用地域	60%	200%
特別用途地区			
準防火地域			
生産緑地地区			
土地区画整理事業施行済区域（完了）			
土地区画整理事業施行区域			
都市計画道路			
都市公園			
ごみ焼却・汚物処理場			
保育所			
地区計画			
建築協定区域			
緑地保全区域			
都市計画区域	建設省告示第1270号　昭和28年9月11日		
市街化区域・市街化調整区域	埼玉県告示第999号　昭和45年8月25日		

用途地域無指定区域の建築物形態規制

建ぺい率制限	容積率制限
50%	80%
50%	100%
60%	200%

凡　例

用途地域の変更区域	

行政区画

鴻巣市　久喜市　吉見町　北本市　桶川市　川島町　上尾市

記号

三角点　水準点　多角点（埋石）　標高点　電子基準点　普通建物　無壁建物　堅ろう建物　道路線　徒歩道　並木道　普通鉄道　特殊軌道　索道　トンネル　道路・鉄道の高架部　送電線　都府県界　郡市・東京都の区界　町村・指定都市の区界　大学界　区域界　へかいき等　土堤等　門　神社　寺　キリスト教会　学校　病院　交番・駐在所　消防署　郵便局　工場　変電所　倉庫　火薬庫　揚排水ポンプ場　官公署　裁判所　検察庁　税務署　森林管理署　公会堂・公民館　銀行　職業安定所　保健所　協同組合　幼稚園・保育園　屋鳥居　高石灯ろう　塔　段　碑　墓　記念碑　立像・群像　独立樹　記念樹　機突　水位観測所　タンク　灯台・灯標　灯台　井戸　洞窟　電波塔　材料置場　畑　太陽光発電設備　桑畑　茶畑　果樹園　芝生地　その他の樹木畑　広葉樹林　針葉樹林　しの地　竹林　荒地　湿地　やし科樹林　道路橋　徒橋　大小橋　不透過水制　透過水制　水門　敷石　被覆　大小池　湖・池　地上　空間　輸送管　滝　崖　高低差の方向

国際航業株式会社調製

北本市役所

本図は平成28年3月修正の1：2,500北本市基本図より縮小編纂したものである

座標系　第Ⅸ系（日本測地系　2011）
等高線間隔　10m

1:10,000
0　100　500　1,000m

1．平成22年吉見町1：10,000地形図を承認を得て複製したものである。
2．平成24年鴻巣市1：20,000地形図を承認を得て複製したものである。
3．平成29年桶川市1：10,000地形図を承認を得て複製したものである。
4．平成24年川島町1：2,500地形図を承認を得て複製したものである。
5．平成27年上尾市1：10,000地形図を承認を得て複製したものである。
6．平成26年久喜市1：10,000地形図を承認を得て複製したものである。

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認及び助言を得て同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである（承認番号）平14．関公第169号」
「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである（助言番号）平22　関公　第53号」
「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである（助言番号）平27　関公　第165号」